

## 障害者控除対象者認定書の交付に関する取扱い

平成 26 年 11 月 17 日

福祉部福祉健康局 介護保険課長 決定

### (趣旨)

第 1 条 この取扱いは、所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 10 条第 1 項 7 号及び第 2 項第 6 号並びに地方税法施行令（昭和 25 年政令 245 号）第 7 条第 7 号及び第 7 条の 15 の 7 第 6 号に規定する障害者又は特別障害者として認められる場合に交付する障害者控除対象者認定書の交付に関し、介護保険課が所管する事務手続きについて、以下に必要な事項を定める。

### (認定基準等)

第 2 条 障害者控除対象者として認定を受けることができる者は、次の各号に掲げるすべての要件に該当するものとする。

- (1) 年齢 65 歳以上の者であること。
- (2) 加古川市市税条例（昭和 33 年加古川市条例第 13 号）第 87 条第 2 項に規定する身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない者であること。
- (3) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けた被保険者で、別表に掲げる障害者に準ずる者等の認定基準に該当する者であること。

### (申請)

第 3 条 障害者控除対象者の認定を受けようとする者（以下「対象者」という。）は、障害者控除対象者認定書交付申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を加古川市福祉事務所に提出するものとする。

- 2 申請できるものは、本人、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 725 条に定める親族、又は、成年後見人等の法定代理人とする。ただし、本人以外の者が申請する場合においては、要介護認定情報等の調査について本人の同意を得るものとする。

### (認定)

第 4 条 加古川市福祉事務所に申請書を受領したときは、対象者が第 2 条に掲げる要件に該当するかどうかを審査決定のうえ、該当すると認めるときは障害者控除対象者認定書（様式第 2 号）を対象者に交付し、該当しないと認めるときは障害者控除対象者認定非該当通知書（様式第 3 号）を対象者に通知するものとする。

- 2 前項に規定する審査決定については、申告を行う毎年の 12 月 31 日（対象者が年の途中で死亡している場合は、当該死亡日）の現況により判断するものとする。

### (標準処理期間)

第 5 条 本認定書発行に係る標準処理期間は、申請書を受領した日の翌日から 10 日（閉庁日を除く）とする。

### (認定書の有効期間)

第 6 条 認定書の有効期間は、認定書の交付を受けた者が、第 2 条に掲げる要件に該当する期間とする。

### (附則)

この取扱いは平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この取扱いは平成 29 年 11 月 29 日から施行する。

別表（第2条関係）

障害者に準ずる者等の認定基準

1 障害者

知的障害者（軽度、中度）等に準ずる者	要介護2、3、4又は5の認定を受けており、主治医意見書又は認定調査票において、「認知症高齢者の日常生活自立度」がランクⅡa、Ⅱb、Ⅲa、Ⅲb、Ⅳ又はMに該当する者
身体障害者（3級～6級）に準ずる者	要介護2、3、4又は5の認定を受けており、主治医意見書又は認定調査票において、「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」がランクA1、A2、B1、B2、C1又はC2に該当する者

2 特別障害者

知的障害者（重度）等に準ずる者	要介護4又は5の認定を受けており、主治医意見書又は認定調査票において、「認知症高齢者の日常生活自立度」がランクⅣ又はMに該当する者
身体障害者（1級、2級）に準ずる者	要介護4又は5の認定を受けており、主治医意見書又は認定調査票において、「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」がランクC1又はC2に該当する者

※ 1 障害者に該当する者のうち、2 特別障害者に該当する者は、特別障害者とする。